平成２８年（フ）第８９号
愛媛県西条市国安776番地２、前住所愛媛県新居浜市船木1192―３
破産者　二宮恵美子
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１２４号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目５番34号、前住所愛媛県新居浜市庄内町３丁目１番137号
破産者　久保田繁拡
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０１号
熊本県宇城市三角町大田尾863番地１、開始決定時の住所長崎県長崎市三原２丁目４番３号　Ｐｒｅｎｄｒｅ　Ａｏｋｉ　201号室
破産者　中村　研二
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
宮崎県串間市大字都井295番地１
破産者　井上　義則
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第６５号
鹿児島県姶良市加治木町西別府2568番地
破産者　遠矢　香織（旧姓園田・若松）
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第２５７６号
東京都千代田区麹町４丁目２番地１
破産者　株式会社萬力屋
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７８号
東京都世田谷区粕谷４丁目21―11―202
破産者　渡邊　直樹
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１１７号
東京都千代田区神田神保町１丁目34番
破産者　株式会社ロボス
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１１８号
東京都豊島区池袋２丁目61―７―802
破産者　山本　恵一
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４６５号
東京都文京区本郷６丁目11番９号
破産者　株式会社ニツクス
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６５４号
埼玉県日高市大字大谷沢421―10
破産者　長沢　　実
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６２６号
東京都渋谷区代々木１丁目19番12号
破産者　株式会社アド・コンサル
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８４３号
東京都葛飾区白鳥３丁目13番15号
破産者　有限会社渡よし
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８７８号
東京都板橋区三園１丁目32―26―120、住民票上の住所千葉県市川市八幡３丁目12―11
破産者　松岡　孝壽
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９号
栃木県宇都宮市若草３丁目12番17号
破産者　株式会社メーベル
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９号
栃木県宇都宮市新里町甲787番地１
破産者　藤田由美子（旧姓矢部）
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２７号
栃木県宇都宮市東峰町3111番地７
破産者　鈴木　**隆**子
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９８号
栃木県栃木市川原田町48番地２
破産者　蒔田　正孝
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係